

令和4年 第2回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 34

会議日程・付議事件

会議日時 令和4年2月17日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第 2 号	専決報告について(令和4年度川西市一般会計当初 予算について)	
5	報告第 3 号	専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正 予算について)	
6	報告第 4 号	専決報告について(川西市立小学校、中学校及び特 別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条 例の制定について)	
7	報告第 5 号	専決報告について(川西市郷土館の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について)	
8	報告第 6 号	専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正 する条例の制定について)	
9	報告第 7 号	専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正 する条例の制定について)	
10	議案第 1 号	川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	
11		諸報告 市立就学前教育保育施設のあり方について(素案) 民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金 交付に係る協議対象事業者の選定について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部副部長（社会教育・ 図書館・公民館担当）兼教育推進部	藪 内	寿 子
就学・給食課長（就学担当）		
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教 育 保 育 職 員 課 長	増 田	善 則
就 学 ・ 給 食 課 長	志 波	仁 史
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
社 会 教 育 課 長	村 山	尚 子
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
川 西 公 民 館 長	藤 井	恵 子
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こども支援課長（留守家庭 児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
公共施設マネジメント課長	林	正 紀

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査 松 永 勝 彦

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 2	専決報告について（令和4年度川西市一般会計 当初予算について）	4.2.17	4.2.17	承 認
報告 3	専決報告について（令和3年度川西市一般会計 補正予算について）	4.2.17	4.2.17	承 認
報告 4	専決報告について（川西市立小学校、中学校及 び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改 正する条例の制定について）	4.2.17	4.2.17	承 認
報告 5	専決報告について（川西市郷土館の設置及び管 理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて）	4.2.17	4.2.17	承 認
報告 6	専決報告について（川西市公民館条例の一部を 改正する条例の制定について）	4.2.17	4.2.17	承 認
報告 7	専決報告について（川西市公民館条例の一部を 改正する条例の制定について）	4.2.17	4.2.17	承 認
議案 1	川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規 則の制定について	4.2.17	4.2.17	可 決

[開会 午前9時00分]

石田教育長 それでは、只今より、令和4年第2回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

本日も先月に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、さらなる3密対策をはじめとした感染防止対策を講じる必要があることから、オンライン会議にて開催いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。
坂本委員、ご入室確認をお願いいたします。

坂本委員 はい、坂本、入室しました。

石田教育長 倉見委員、ご入室確認をお願いいたします。

倉見委員 はい、入室しております。

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。
佐々木委員は少し遅れられて入室する予定です。
治部委員は本日欠席となっておりますので、よろしく申し上げます。
「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は公共施設マネジメント課の中野課長が欠席でございます。それ以外は出席でございます。
ただし、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として3密を避けるため、理事者は一堂に会さず、一部理事者は別室より出席、分散する措置を取っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、倉見委員を指名いたします。佐々木委員でいいんですかね。坂本委員に。はい。すみません、佐々木委員は欠席

されますので、教育長において坂本委員、倉見委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第1回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(的場) それでは、令和4年第1回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、治部委員、佐々木委員に後日ご署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。
只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第1回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」 の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員会の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西) それでは、1月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。
まず、坂本委員におかれましては成人式の視聴をなさったほか、定例園所長会議、定例校長会議にオンラインにてご参加いただきました。また、令和3年度第3回初任者研修、令和3年度第3回コンプライアンス研修へ

もオンラインにてご参加いただいております。

治部委員におかれましては、子どものメンタルヘルスを取り巻く現状とメンタルヘルスのスクリーニングツールに関して、民間事業者より収集された情報などを活用しながら、定例校長会議ならびに定例教頭会議にてプレゼンテーションを行っていただきました。

佐々木委員におかれましては、令和3年度第3回コンプライアンス研修へオンラインにてご参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、坂本委員、先ほど中西部長から報告があったものでもよろしいですし、それ以外でも何かコメントがありましたらお願いします。

坂本委員

ありがとうございます。

コロナがはやってきたのでまたオンラインでいろいろ参加させていただいたんですけども、校長会と教頭会で治部委員がスクリーニングの話をずっとされていて、やっぱり子どもの困り感というのはすごく見えにくくなっているなというのはすごく感じていて、校長会でご案内いただいていた、報告には上がってないんですけども、いのちとこころのセミナー、「子どものSOSを見逃さないために」という講演会のほうもオンラインで参加させてもらいました。

中央大学の高橋先生がご講演されたんですけども、やっぱりコロナ禍で本当に子どもの心が見えにくくなっていて、大人がすごくしっかり目をかけていかないと、本当にしんどい子どもさんがたくさん増えてきているんだろうなというのをちょっと肌で感じることができました。

それぐらいです。

石田教育長

ありがとうございました。

スクリーニングについてはその目的とか活用の仕方によって、どういうスクリーニングをするのかということについて一度学校現場と相談しながらと思っていますが、治部委員に提案していただいたスクリーニングについては、少し複数の学校で興味を示されていて、参加したいという希望もありますので、事務局と調整しながらモデル事業として進めていければというように考えています。ありがとうございました。

ここで佐々木委員が入室されたのですかね。

佐々木委員、聞こえますでしょうか。

佐々木委員 はい、聞こえています。遅れまして申し訳ございません。

石田教育長 いえいえ。入室よろしいですか。

佐々木委員 はい、入室させていただきました。

石田教育長 佐々木委員におかれましても、映像及び音声により委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。今日は治部委員欠席ですので、4名で進めさせていただくということで、改めてよろしく申し上げます。
倉見委員、何か報告ありますでしょうか。

倉見委員 ~~すみません、ミュートになっていました。~~
—2月10日に市町村教育委員会の協議会というのに参加させていただきましたいたんですが、これは2月分の活動ですので来月の定例会で報告させていただきます。

石田教育長 ありがとうございます。
佐々木委員、入室していきなりなんですけれども、何か報告やコメントがあったらお願いします。

佐々木委員 私も参加したものが、これ、1月31日にオンラインでコンプライアンス研修、学校の先生方が受けていたものを私も聴講させていただきました。ありがとうございました。
心理の専門の先生なんですかね、ちょっと講師の先生がメンタルとか心理寄りの先生だったので、ハラスメントということでもっとコンプライアンスとか法令のほうのお話が聞けるのかなと思っていたけれども、何かちょっとそこは自分が思っていたのと違ったんですが、新しい視点といいますが、こういった側面からコンプライアンス研修されているところもあるんだなという意味で発見にはなりました。
以上です。

石田教育長 ありがとうございます。
またコンプライアンス研修については、佐々木委員、またいろいろなノウハウとか、いろいろあると思いますので、また情報提供いただきながら

定期的に開催するべきものですので、また情報をいただけたらというふう
に思います。ありがとうございました。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、報告第2号「専決報告について(令和4年度川西市一
般会計当初予算について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場)

それでは、報告第2号「令和4年度川西市一般会計当初予算について」
ご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページをご覧ください。

本案は、令和4年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算に
ついて、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1
項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、
承認を求めるものであります。

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

まず、令和4年度川西市の一般会計予算案は、581億8,600万円
で、前年度比18億8,600万円、約3.3%の増となっています。

一般会計予算のうち、教育委員会関係予算は148億6,492万円で、
一般会計に占める割合は約25.5%でございます。前年度に比べ9億6,
449万1,000円、率にいたしまして約6.9%の増であります。

内訳といたしましては、民生費の児童福祉費が前年度に比べ5,140
万2,000円の減、教育費が前年度に比べ10億1,589万3,000
円の増となっております。

教育委員会関係予算につきましては、第3款「民生費」の第3項「児童
福祉費」で、第10款の「教育費」につきましては、第1項「教育振興費」
から第7項「生涯学習費」までに分類して計上しております。

説明に当たりまして、予算の概要の中で、政策別主要事業として掲載さ
れているものの中から、教育委員会所管の部分の抜粋したものを7ページ
から9ページに掲載しておりますので、その資料に基づいてご説明のほう
をいたします。ただし、この表は令和4年度に実施予定の主な施策の一覧
を示したものであるということだけご理解いただければと思います。

なお、市長権限事務を教育委員会事務局で補助執行していることも未来
部所管分、教育委員会権限事務を市長部局で補助執行することとなる施設
マネジメント課所管分も併せて掲載しております。

それでは、7ページから説明のほうをいたします。

まず、留守家庭育成クラブ事業で、待機児童の多い川西北、明峰、多田、

北陵小学校区で夏季休業中のみの留守家庭児童育成クラブ開所を本格的に実施するために要する費用720万円を、市立認定こども園運営事業及び幼児教育・保育施設運営支援事業で医療的ケアが必要な子どもの受け入れが可能となるよう、市立認定こども園に看護師を配置するとともに、民間保育施設に看護師等配置への補助を行うための費用2,387万円を、子育て世代包括支援事業で、妊娠期から子育て期まで継続的な子育て相談が一元的にできるよう、こども・若者ステーションにおいて子育てコーディネーター事業を試行実施するために要する費用860万円を、幼稚園支援事業で、私立幼稚園に対して配慮が必要な幼児を受け入れる場合、市の独自の基準に基づき加配教員の人件費相当を補助する費用2,217万円を、就学支援事業で、経済的理由から大学などへの進学を断念することのないよう住民税非課税区分に準ずる世帯について、国の入学金給付制度と併せて進学に対する支援金を給付に要する費用912万円を、生徒指導支援事業で、不登校対策として現在一部の学校で行われている校内フリースクールを全中学校に整備します。その取組を支援するため、人員を各中学校に配置し、生徒の生活・学習を支援するための費用750万円を計上しております。

このほか、8ページから9ページでも政策別主要事業を掲載しておりますので、議案書をご参照願います。

それでは、5ページに戻っていただきまして、費目ごとの増減状況について順次ご説明させていただきます。なお、増減額の説明に当たりましては、比較増減額の大きなものについてご説明させていただきます。

それでは、まず第3款民生費、第3項児童福祉費です。前年度比5,140万2,000円の減となっておりますが、これはコロナ禍における成人式実施方法の見直し、精査や(仮称)川西北こども園整備の完了に伴うものです。

次に、第10款教育費についてです。第1項教育振興費は前年度比1,861万1,000円の減となっており、これは主に教育支援センターの廃止、PTAあり方検討会の終了によるものです。

第2項小学校費では、前年度比4億4,019万8,000円の増となっており、主な要因はスクール・サポート・スタッフの配置及び公会計化に伴う食糧費(給食物資代金)の増によるものであります。

第3項中学校費では、前年度比2億8,056万7,000円の増となっており、これも小学校同様スクール・サポート・スタッフの配置や、公会計化に伴う食糧費の増及び令和4年度より開始する中学校の完全給食実施に伴うPFI事業に係る経費によるものです。

第4項幼稚園費では、前年度比2,043万7,000円の減となっております。これは主に川西北こども園への一体化に伴う人件費の減によるものです。

第5項特別支援学校費では、前年度比802万5,000円の増となっております。これは主に公会計化に伴う食糧費(給食物資代金)の増によるものです。

第6項の施設費でございますが、前年度比3億4,552万1,000円の増となっております。これは中学校5校の受電設備の更新を今年度新たに実施するほか、国の補正予算活用による加茂小学校北校舎棟の大規模改修、学校施設長寿命化計画による小学校3校の部位改修を実施することによるものです。

最後に、第7項の生涯学習費についてです。前年度比1,937万円の減となっておりますが、これは主に図書館専用エレベータの改修工事終了に伴う修繕料の減額によるものです。

以上が、令和4年度の教育委員会関係予算のうち新規拡充予算及び主な増減理由でございます。

なお、6ページでは民生費、教育費に分けて予算割合と前年度との比較をグラフで示しておりますのでご参照ください。

長くなりましたが説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

昨年夏過ぎから教育委員の方々のご意見も取り入れながら教育委員会内で討議したことも入っていますし、また市長部局との調整の中で実施にこぎ着けたものもあるかなというように思いますが、今、担当のほうから大きな説明をさせていただきました。もし、中で分かりにくいものがありましたら、各担当が控えておりますので、説明させていただきたいと思いますが、何か質疑、ご意見等はございませんか。

坂本委員、よろしいですか。

坂本委員

はい、大丈夫です。

石田教育長

佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員

はい、大丈夫です。

石田教育長 倉見委員、よろしいですか。

倉見委員石田教育長 はい、結構でございます。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第2号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号につきましては、承認されました。

次に、日程第5、報告第3号「専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正予算について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長(的場) それでは、報告第3号「令和3年度川西市一般会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページをご覧ください。

本案は、令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、議案書12ページをご覧ください。令和3年度3月補正予算明細書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に伴うものと決算見込額による歳入歳出予算の補正が主な内容であります。

以下では、国の補正予算に伴うものを中心にご説明させていただき、精算に伴う補正の説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

まず12ページ、歳入でございますが、一般会計補正予算の歳入区分のうち、教育委員会に関係する部分42項目を抜き出しております。

それでは、上から款項順に主なものでございますが、ご説明させていただきます。

まず、国庫補助金につきまして、13番目のGIGAスクール運営支援センター補助金では、GIGAスクール運営支援センターの運営に係る費用としまして352万8,000円を、NO.14では学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業費補助金で、オンライン授業配信用タブレ

ット等ICT機器調達及び設定のため411万7,000円を、NO.15、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業補助金では、新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスと介護タクシーの少人数化を図るため、介護タクシー1台を増車に要する費用として499万4,000円をそれぞれ増額しようとするものです。

少し飛びましてNO.28でございます。学校施設環境改善交付金、次NO.29でございますが、川西市中学校給食センター整備事業費補助金では、小学校の大規模改修の実施、中学校給食センター及びエレベータの整備に当たり、このたびの国の第三次補正予算で事業を前倒し計上したことに伴い、それぞれ1億7,825万4,000円、それと4億5,509万5,000円を増額するものでございます。

以上のほか、NO.8からNO.10、それと飛びましてNO.19、それからNO.22からNO.27、それとNO.36からNO.39につきましては、国の緊急経済対策に係る補正予算を活用して学校園所への新型コロナウイルス感染症対策として学校消耗品等の購入や処遇改善のために増額しようとするものであります。詳細は補正要求額のとおりになります。

続いて歳出でございます。14ページをご覧くださいませでしょうか。

NO.1からNO.74、74項目を掲載しております。決算見込みにより、おおむね100万円以上の不用額が見込まれるものについて補正として行っております。

まず、第3款民生費、第1項社会福祉費では、NO.1の部分で児童館運営事業において、国の緊急経済対策に係る補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染防止対策に要する費用として30万円を増額しております。

次に、第3項児童福祉費です。9番目でございますが、民間保育所等に対し、国の緊急経済対策による新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業等の補助金を交付するため9,880万1,000円を増額しようとするものです。

また、同様の感染拡大防止対策といたしましてNO.19から21において、市立保育所で290万円、市立認定こども園で260万円、留守家庭児童育成クラブで1,320万円をそれぞれ増額するものでございます。

次にNO.22では、児童のタブレット端末を使った宿題を可能とするためのWi-Fi環境整備に伴い400万円を増額し、NO.23では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため北陵小学校内育成クラブにおいて、手洗い場の取替工事等を実施することに伴う費用101万2,000円を増額しようとするものです。

次に、第10款教育費の第1項教育振興費でございます。15ページになりますが、27番をご覧ください。こちらのほうは給食費の公会計化に伴う関係通知の電子化の費用として506万円を、NO.28では令和4年度実施予定の留守家庭児童育成クラブ勤怠管理システム導入委託料として290万4,000円を、NO.29、同じく留守家庭児童育成クラブ勤怠管理システム機器使用料及びアプリ利用料として220万6,000円をそれぞれ増額するものです。

また、NO.30ではGIGAスクール運営支援センターの運営で2,000万円を、NO.31、オンライン授業配信用タブレット等ICT機器調達及び設定で823万5,000円を、NO.32ではオンライン学習等の支援のための授業目的公衆送信補償金支払いのための費用159万9,000円をそれぞれ増額します。NO.35では、コーチングによる学習支援事業に係る費用として3,000万円を増額するものです。

次に、第2項小学校費でございます。NO.41では、市立小学校の電話機のICT化を1校先行実施するための費用として132万9,000円を、NO.42では、市立小学校プール清掃の業者委託及び校門のオートロックシステムを導入するための費用2,110万円を、NO.43では、市立小学校に対して新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するための費用といたしまして2,340万円をそれぞれ増額するほか、NO.44ではGIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業及び学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に伴う教師用デジタル教科書の整備のため57万8,000円を増額するものです。

次に、第3項中学校費です。NO.47からNO.49及びNO.51につきましては、小学校費同様の理由によりまして、それぞれ電話機のICT化で132万9,000円、プール清掃及び校門のオートロックシステムの導入で962万5,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等の費用で1,170万円、学習者用デジタル教科書活用などで97万円を増額するものです。NO.50の中学校給食PFI事業委託料では、国補正予算への対応として令和4年度事業の一部を令和3年度へ前倒しするため28億3,877万7,000円を増額しようとするものです。

次に、第4項幼稚園費でございます。16ページになります。55番、市立幼稚園において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するための費用として200万円を増額するものです。

次に、第5項特別支援学校費です。NO.56では、新型コロナウイルス

ス感染症対策として、スクールバスと介護タクシーの少人数化を図るため、介護タクシーの増便に係る費用998万8,000円を増額するものです。57番では校門のオートロックを導入する費用として110万円を、NO.58では特別支援学校に対して新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため、360万円を増額するものです。

次に、第6項施設費になります。NO.59では小学校4校のプールサイド、14校の屋外トイレの修繕実施に当たり、需用費で5,646万3,000円を、NO.60では中学校のプールサイド、屋外トイレ等の修繕実施に当たり、需用費で2,458万円を、次に、NO.61では特別支援学校プールサイドへの日よけの設置に当たり、需用費で242万7,000円を増額するものです。NO.63及び64では、加茂小学校北校舎棟の大規模改修工事について、仮設校舎使用料及び賃借料で1億6,060万7,000円を、工事請負費で5億9,259万3,000円を、それぞれ増額するものです。

最後に、第7項生涯学習費です。NO.71では新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、文化財資料館、郷土館のトイレなどを自動水栓化する修繕費用として59万9,000円を増額するものです。NO.72、74では電子図書館経費281万6,000円を、公民館トイレ等修繕に要する費用として431万8,000円をそれぞれ増額しようとするものです。

続いて、議案書17ページでございますが、こちら繰越明許費補正の一覧を掲載しております。こちらは令和3年度中の執行が見込まれない補正予算全てに繰越明許費が設定されております。

なお、繰越明許費が設定または追加されている項目につきましては、14ページから16ページまでの項目に網かけで表示しているような形になっておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

的場課長、NO.63、64の加茂小学校北校舎棟の大規模改修工事における仮設校舎使用料及び賃借料は1億1,660万7,000円ということやね。

教育政策課長

1億1,660万……

(的場)

石田教育長 7 , 0 0 0 円ですね。

教育政策課長 (的場)
そうです。失礼しました。

石田教育長 分かりました。
説明は終わりました。何か質問、多岐にわたっているのであれなんですけれども、事業内容等について質疑、ご意見等はございませんか。
従前から説明を差し上げているものも多いかとは思いますが、坂本委員、どうですか。

坂本委員 協議会でも何回かお話を聞かせもらって、これがそうだったんだなとか思いながら見させてもらっていました。
特に大丈夫です。

石田教育長 いやいや、質問があったら言ってくださいよ。全然構いませんよ。番号を言っていたらと思いますけれども。

坂本委員 電話機の I C T 化が 1 校だけというのが、もう一気にやってくれたらうれしかったのになと思っていましたけれども、使い心地とかをちょっと検証してもらって、来年には全部についたらいいなと思っています。

石田教育長 コストの面もあるんですけども、担当課長。

教育政策課長 (的場) 確かに一気に全部いくという方法もありかと思えます。ただ、なかなか自治体あるいは学校でも電話の I C T 化というのを進めている自治体は少ない中で、少し小学校 1 校、中学校 1 校、それとこども園にも 1 つ入れて、そこで導入の効果などを見て、その上で展開するののも一つの方法かということで、今回そういう形の試行的な予算計上になっております。

石田教育長 先行地が少ないということもあって、それぞれの現場に合わせてどういう仕組みがいいのかということを実際の意味で検証するということで、一旦そういう形でモデル校という形で導入させていただいています。

坂本委員 あともう一個だけ聞いてもいいですか。

石田教育長 はい、どうぞ。

坂本委員 すみません、前も聞いたかもしれないんですけども、コーチングの、何番でしたか、ちょっとお待ちください。

石田教育長 NO. 35ですか。

坂本委員 35です。これ、今公民館を使っていますけれども、そこへ行かなくてもできるようなふうになったりとかするんですか。今のパッケージは変わらないんですか。

教育保育課長
(高橋) これから事業者選定に入りますので、まだはっきりした次年度の概要というのは、まだはっきりとは決まっていらないんですけども、基本的には対面を、コーチング、聞きやすいということもありますので、対面を中心に、ただ、感染状況等に応じてオンラインも活用できるようなものを一応こちらとしては条件として提示したいなというふうに考えております。
以上です。

坂本委員 ありがとうございます。今、もう学校は来ないでオンラインで授業を受けていますという子どもさんとかの話も聞いている中で、やっぱり対面も大事だけど、やっぱりそこに行きにくい子たちもいたりするので、実はそういう柔軟な対応ができればいいなと思っています。

石田教育長 ありがとうございます。
今年10月からの事業なので、そういった意見等を教育委員の方々からも集約して、事業者を決める際にこちらから提示することもできますし、そのときの感染状況も鑑みながら事業の在り方についてはと思っています。
ただ、金額については、基本的には今までやってきた形を一つ形として考えています。ただ、それは決められたものではありませんので、先ほど言ったようにまたご提案いただけたらというふうに思っています。
それと、この事業についてそれぞれの公民館で子どもたちのアンケートとかそういったものを取られていますので、協議会等で一度どんな成果があったのかをまた見ていただく機会をつくりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、よろしいですか。
佐々木委員、何かありますでしょうか。

佐々木委員 特にないです。これだけ多岐にわたる項目でバランスよく、財源が限られている中バランスよくちゃんとやったださっているんだなというのがよく分かりました。

石田教育長 ありがとうございます。市長も教育、子どもに対する施策ということをしごく意識されていますので、この機会に今までの課題であった部分も要求させていただいているということです。あとは議会のほうでどうのご判断をいただくかということにはなるかと思えますけれども、一応そういう意向が働いているということです。
倉見委員、何かありますでしょうか。

倉見委員 特にございません。

石田教育長 ありがとうございます。
それでは、お諮りいたします。報告第3号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については承認されました。

石田教育長 ここで理事者のほう、退席させていただきますので、一旦休憩という形になります。ちょっとお待ちください。理事者、ご苦労さまでした。

(休憩 午後2時38分、再開 午後2時39分)

石田教育長 それでは、再開いたします。
次に、日程第6、報告第4号「専決報告について(川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長 兼教育推進部就学・給食課長 それでは、報告第4号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

(藪内)

議案書 19 ページをお開きください。

本案は市長に申出するにつき急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により専決処理しましたので、同条同 2 項の規定により報告し、承認を求めます。

市立黒川小学校に関しましては、一庫ダムの建設に伴って在籍児童数が減少したことにより、昭和 52 年 4 月から休校の措置となっておりますが、将来的な少子化の傾向を踏まえ、同校の校区において再び学校の設置が必要となるような児童数の増加は今後も見込めないものと想定しております。

つきましては、現在の黒川公民館に当たる黒川小学校の校舎建物を活用し事業化される(仮称)黒川里山センターの運営開始に合わせ、令和 5 年 3 月をもって黒川小学校を休校から廃校の措置とするため、条例を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては議案書 22 ページの新旧対照表を基にご説明させていただきます。

別表において小学校の部の川西市立黒川小学校の項を削除いたします。

この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。これも協議会でお話しさせていただきました(仮称)黒川里山センター、紹介させていただきました、これに伴って黒川小学校の廃校を進めるということでございます。

かねてから地元にも説明させていただいて、この小学校の廃校についてはご理解をいただいているというふうに考えています。

何かご質問等、ご意見ございませんか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第 4 号につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第 4 号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第 7、報告第 5 号「専決報告について(川西市郷土館の設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

社会教育課長
(村山)

それでは、報告第5号「専決報告について(川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」ご報告申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

本案は、市長に申出するにつき急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、「川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

25ページをご覧ください。

本案は、川西市郷土館の入館料の見直しを図り、規律ある財政運営に資するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、これまで根拠が不明なまま設定されていた市内施設の個人使用における使用料の年齢区分について、「18歳を超えるもの」と「18歳以下」とに市全体で統一が図られることに伴い、川西市郷土館においても入館料の区分を、28ページにあります別表第1の区分における「大人」を「18歳を超えるもの」に改め、「学生」を削除し、「小人」を「18歳以下」に改めようとするものです。

また、今回の改正では、平成31年3月19日に公布されている県の「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正に合わせ、喫煙に関する規定の整理を行うため、第9条第1項を改正し、建物内及び敷地内で喫煙をしないことを明確に規定しようとしております。

市全体での使用料の見直しに合わせ、今回の入館料に係る条例改正は、令和5年4月1日から施行し、第9条第1項の改正については、公布の日からの施行としております。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

先ほど説明もありましたように、市全体での使用料の見直しに合わせてそれぞれ見直しを図って、それに伴うものを、見直しを図っているということでございます。

何か質問等よろしいでしょうか。

坂本委員 はい、大丈夫です。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第5号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、報告第5号につきましては承認されました。

石田教育長 次に、日程第8、報告第6号「専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

川西公民館長(藤井) それでは、報告第6号「専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について)」ご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開きください。

本案は、市長に申出するにつき急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

黒川公民館の建物を活用して事業化される(仮称)黒川里山センターにおいて現在黒川公民館で実施している講座や貸館業務などを移管することから、同センターの運営開始に合わせ令和5年3月をもって黒川公民館を廃止するため条例を改正しようとするものでございます。

議案書32ページをご覧ください。

本案は、市議会定例会に上程する議案は川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例となっておりますが、これは(仮称)黒川里山センターの運営開始と時期を同じくした廃止となる管理議案であるため、同議案に川西市公民館条例の一部改正を併せて規定したものとなっております。結果、教育委員会と他部の複合議案となっておりますが、教育委員会所管部分は、議案書35ページの中段やや下でございます附則第3項の川西市公民館条例の一部改正部分のみとなります。

それでは、この附則第3項の改正内容は議案書37ページの新旧対照表を基にご説明いたします。

第8条で、「(川西市黒川公民館を除く。以下この条において同じ。)」

を削除いたします。

次に、別表第1で、川西市黒川公民館の項を削除いたします。

この条例は令和5年4月1日から試行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

先ほどの黒川里山センターの設置管理でこれに伴って黒川公民館も廃館にするということです。これも従前ご説明をさせていただいたものでありますので、何か質問、意見、ございますか。よろしいですか。よろしいですね。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第6号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第9、報告第7号「専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について)」であります。事務局から説明をお願いいたします。

川西公民館長
(藤井)

それでは、報告第7号「専決報告について(川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について)」ご報告申し上げます。

議案書の38ページをお開きください。

本案は、市長に申出するにつき急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、川西市公民館条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

40ページをご覧ください。

本案は、市全体での使用料の見直しの動きに合わせて川西市公民館におきましても使用料の見直しを図り規律ある財政運営に資するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は附則に「令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする」を加えます。

次に、各公民館の室の使用料を別表第2のとおり改めます。

使用料金の設定につきましては、現行使用料の120%を上限としております。なお、100%に満たない場合は現行どおりとなっております。

この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。これも市全体の使用料の改正に伴うものです。

令和5年4月1日からということで、来年度周知の時間を取って令和5年度から試行しようというものです。これについてもご説明させていただいたかなと思いますが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第7号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第7号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第10、議案第1号「川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

川西公民館長
(藤井)

それでは、議案第1号「川西市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、川西市公民館等予約システムの導入及び喫煙に関する規定の整理に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、新旧対照表においてご説明いたします。

議案書の47ページをお開きください。

まず、川西市公民館条例施行規則の一部改正でございます。

第8条で、第2号を「所定の場所以外で火気を使用しないこと。」に改めております。これは、平成31年3月19日に公布されている県の受動喫煙防止に関する条例により、公民館の敷地内が禁煙になっており、実際は喫煙できる所定の場所が敷地内にないため、規則の表現を整理するためでございます。

同じく第14条で第1号を「所定の場所以外で飲食しないこと。」に改めております。

また、第11条の使用料の減免で、第1条第2項として、「前項第2号の規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。」を第1項の次に追加いたします。これは、予約システムの仕様上10円未満を切り上げるため、その旨を規定するものです。そして、第2項の新設を受け従前の第2項を第3項に改め、同項中にある「前項」を「第1項」に改めます。

次に、さきの12月の教育委員会定例会において議決いただきました川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の改正でございます。附則における使用料の還付に関する経過措置の部分ですが、第4項中「申請」を「取消しの届け」と改正いたします。これは申請日ベースではなく、取消しを届け出た日を基準にするためでございます。

改正しようとする内容は以上でございます。

なお、この規則は公布の日から施行しますが、第11条の使用料の減免に関する規定は令和4年2月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

川西市公民館等予約システム導入については今年の協議会でもお話、説明させていただいたところですが、それに伴って規則の一部を改正するというところでございます。

何か質問、意見はございませんか。

坂本委員

郷土館のところで喫煙しないこととわざわざ4番で上がっていたんですけども、公民館のほうではそもそも喫煙しないから記載しないということですか。細かいことを聞いてすみません。

川西公民館長
(藤井)

今現行では所定の場所以外で火気(喫煙を含む)を使用しないこととなっております。これをそのまま読むと、所定の場所だったら使用してもいいというふうに、喫煙してもいいというふうに読み取れてしまっていますが、

今現状では兵庫県条例により敷地内全てが禁煙になってしまっていますので、所定の場所が存在しないということで、あえてここで書いてしまうと所定の場所どこですかということになるために、削除したということでございます。

坂本委員 あえて建物内と敷地内で喫煙しないというのは書かなくても、細かいことなんですけれども、すみません、どうなんだろうと思って。

川西公民館長
(藤井) 県の条例のほうが上にあるというか、県の条例で規定されていますので、それは公民館だけではなく市有、庁舎等の施設はというふうに限定されていますので、そのために条例のほうが規定されてしまっているの、あえてここではかからないということなんですけれども。

坂本委員 郷土館はちょっと違うということですか。

川西公民館長
(藤井) 郷土館は別の分類になるんです。公民館と庁舎は同じ分類で、郷土館はたしか博物館等ということになって、分類が違うことになっているんです。

坂本委員 ありがとうございます。勉強になりました。

石田教育長 その辺についてももう一度担当課のほうにも確認して、文言が本当に、今の川西公民館長の説明で十分なんですけれども、また整理させていただきます。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第1号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては可決されました。

石田教育長 次に、諸報告に移ります。

諸報告の1「市立就学前教育保育施設のあり方について(素案)」であります。事務局より説明をお願いします。

こども支援課長
(井上)

それでは、「市立就学前教育保育施設のあり方について(素案)」につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページをご覧ください。

最初に、この資料の構成を掲げております。

この素案につきましては、本編部分と別紙、参考の大きく3部構成とし、本編部分におきましては市立就学前教育保育施設、すなわち市立幼稚園、市立保育所、市立認定こども園の今後の在り方につきまして、1.趣旨から6.事業計画まで、6項目に分けて具体的に記載をさせていただいております。

次に、清和台幼稚園は令和4年度の4歳児の入園児童数が1人となる見込みで、早急に対処する必要がありますので、本編部分とは別に、別紙「清和台幼稚園のあり方について(素案)」といたしまして、1.趣旨から4.事業計画まで4項目に分けて、より詳しく今後の在り方を説明させていただきます。

最後に、参考としまして「市立就学前教育保育施設のあり方について策定のプロセス」といたしまして、あり方の策定に向けた予定などを記載させていただきます。

それでは、次に、それぞれの内容につきまして詳しくご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

1.趣旨についてでございますが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、令和元年10月からは、3歳以上児に係る幼児教育保育の無償化が実施されました。

また、本市においては、子ども・子育て計画を策定、改定し、子ども・子育て支援施策の充実に努めてきたところです。しかしながら、就学前児童人口は減少傾向にあり、就学前教育保育へのニーズが変化する中、市立幼稚園の入園児童数が著しく減少し、集団教育の実践が困難になると危惧される状況になってきました。

このため、市立幼稚園を含む市立就学前教育保育施設の今後の在り方について現状と課題を整理し、統廃合を含めた再編整備に関する基本方針、事業計画等を示そうとするもので、必要な部分については、「(仮称)子ども・若者未来計画」に位置づけることとしております。

なお、清和台幼稚園については入園児童数が急激に減少し、早急な対策が望まれることから、基本方針や事業計画等をより詳細に定めることとしています。

次に、2.幼保の一体化を進める施設の配置に移ります。

本市では、市立幼稚園と保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園への移行を促進し、子どもたちに市立幼稚園と保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく質の高い幼児教育保育を提供できる環境を整えてきました。

今後は、これまでの幼保連携型認定こども園整備の成果を踏まえ、検証、継承しつつ、新たな課題の解決に向け、施策を展開していく必要があるとしております。

次に、3ページに移りまして、3.市立就学前教育保育施設の現状と課題についてでございます。

(1)市立幼稚園の入園児童数の減少につきましては、表をご覧くださいますとお分かりのとおり、入園児童数は減少傾向にあり、今後、一定規模の集団形成が困難となることが危惧され、集団教育が成立しないおそれがあります。一人一人の子どもたちが小学校への円滑な接続を果たすことができるよう、早急に対策を講じる必要があるとしております。

次に、(2)就学前児童人口の減少を見据えた私立就学前教育保育施設との共存に移りまして、児童人口につきましては減少傾向にあり、今後の推計におきましてもこの傾向は続くものと見込んでおります。

4ページには、中学校区別就学前児童施設数、利用定員に関する表を掲載しておりますが、市立施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と相互に補完し、全体として本市の就学前教育保育施設の質の向上を図り、両者が共存する方策を検討していく必要があります。

次に、5ページに移ります。(3)認定こども園化の推進についてでございます。

市では、施設の耐震対策、老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園の整備を進めてきたところです。今後は、これまでの成果を踏まえ施設の位置づけや役割を改めて整理するとともに、この考え方に基づき、市立こども園の運営面での充実を図る必要があります。また、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については引き続き一体化を促進し、幼保連携型認定こども園への移行を検討する必要がありますとしております。

次に、(4)その他におきましては、施設の老朽化や待機児童の解消について記載しております。

続きまして、4.市立就学前教育保育施設のあり方を考える視点では、課題の解決に向けた対応方策を考えるに当たって考慮すべき視点を整理しております。

(1)子どもにとって望ましい教育保育環境の提供につきましては、就

学前の子どもたちにとって、質が高く望ましい教育保育環境が提供できるかという視点です。

次に、6ページに移りまして(2)市立就学前教育保育施設に対するニーズにつきましては、市立就学前教育保育施設の利用を希望する児童が、将来にわたって一定程度見込めるかという視点です。また、仮に市立就学前教育保育施設が廃止になった場合、地域において児童を適切に教育保育することができる代替施設が確保できるかという視点です。

次に、(3)就学前教育保育施設の配置につきましては、市域全体を見渡し、市立就学前教育保育施設と私立就学前教育保育施設が受入児童数や施設数などにおいて適切なバランスを維持していける要であることや、それぞれの地域で一定数の1号、2号、3号認定児童の受け入れ先を確保することが必要であることを記載しております。

以上の視点からの考察を加えつつ、課題の解決に向けた取組を進めていく必要がございます。

次に、5.基本方針でございます。ここでは、施設の種別ごとに今後の在り方についての基本的な方針をお示ししております。

(1)市立幼稚園につきましては、入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合し、幼保連携型認定こども園に移行し、または廃園、もしくは入園児数の状況により廃園を検討することとしております。

次に、(2)市立保育所につきましては、待機児童が解消できていない現状に対処するため、幼稚園と一体化し、認定こども園に移行するところを除いては原則として現状のまま継続して運営を続けますとしております。

次に、(3)市立認定こども園につきましては、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討を進めてまいります。

次に、6.事業計画では、基本方針を受けまして、施設ごとに今後の具体的な事業計画を記載しております。

まず、(1)市立幼稚園につきましては、市立保育所と一体化が可能な久代幼稚園、多田幼稚園については保育所と一体化し幼保連携型認定こども園とし、それ以外の清和台幼稚園については廃園、東谷幼稚園については入園児数の状況により廃園を検討することとしております。

以降、園ごとに事業計画を記載しておりますが、まず、久代幼稚園につきましては、川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。子ども・子育て計画の中間見直し後の(仮称)子ども・若者未来計画の期間中(令和5・6年度)に、事業に着手することを目指します。原則

として施設全体の 신설は行わず、既存施設の有効活用を検討しますとして
おります。

次のページに移りまして、幼保連携型認定こども園開設までの間は、市
立幼稚園として運営を継続してまいります。

次に、多田幼稚園につきましては、令和7年度からの次期(仮称)子
ども・若者未来計画の期間中に多田保育所と一体化し、市の中部地区の拠
点となる幼保連携型認定こども園とする方向で、設置場所や整備計画など
について検討を進めます。幼保連携型認定こども園開設までの間は、市立
幼稚園として運営を継続してまいりますとしております。

次に、東谷幼稚園につきましては、今後の園児募集において、4歳児
クラスの児童数が5人以上となった場合は、幼稚園の運営を継続します。
5人未満となった場合は、園児募集を行った年度の翌年度末をめどに廃園
を検討することとします。その際、在園児の転園先に関するあっせん調整
等の支援を実施しますとしております。

次に、(2)市立保育所につきましては、幼稚園のところで申し上げま
したとおり、川西南保育所と多田保育所については、市立幼稚園と一体化
し幼保連携型認定こども園とすることや、それ以外の小戸保育所と川西中
央保育所については、待機児童の解消に向け、継続して運営をしてまいり
ますとしております。

また、待機児童の解消に向け、定員を超える受入れを実施してきました
が、待機児童解消後は定員を超えた受入れを縮小し、最終的に定員内の受
入れとしますとしております。

次に、(3)市立認定こども園につきましては加茂こども園、川西こど
も園、川西北こども園、牧の台みどりこども園については継続して運営し、
就学前教育保育に関し研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教
育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関す
る地域の拠点となる施設とするよう、令和7年度からの次期(仮称)子ど
も・若者未来計画期間中に検討を進めますとしております。

また、保育所と同様に2号、3号認定児童については、待機児童解消後
は定員を超えた受入れを縮小し、最終的に定員内の受入れとし、加えて就
学前児童数の状況により、1号認定児童の受入れ縮小に向けた取り組みを
進めますとしております。

次に、(4)その他といたしまして、全ての児童が市立就学前教育保育
施設を含む、希望する施設で質の高い就学前教育保育を受けることができ
る環境を整えることが求められていることから、この実現に向け、支援が
必要な児童や経済的に厳しい環境の家庭の児童などの入園、入所について、

それぞれの希望がかなうよう私立就学前教育保育施設と連携を図りながら、支援施策を検討しますとしております。

次に、8ページ別紙をご覧ください。

ここでは、「清和台幼稚園のあり方について(素案)」としまして、同園の今後の在り方につきまして、やや詳しく記載をいたしております。これは、1.趣旨に記載しておりますとおり、令和3年度園児募集の応募児童が1人であったことを受け、幼稚園としての集団教育が困難となる見込みであることから、早急に同園の今後の在り方等を示そうとするものでございます。

次に、2.現状と課題では、清和台幼稚園への入園児童は著しく減少しており、今後も一定人数の園児が確保できる見込みがなく、集団教育を実施できる状況にないことや、園区内に私立幼稚園が1園、認定こども園が3園あり、1号認定のニーズをカバーできること、さらに、近隣に市立保育所がなく、一体化し幼保連携型認定こども園とすることが困難であることを記載しております。

このような状況を受けまして、3.基本方針では、令和4年度の園児募集(令和5年4月入園児童)は行わず、令和4年度末をもって廃園としますとしております。

次に、4.事業計画におきましては具体的な取組を記載しており、(1)令和4年度クラス編成では、令和4年度は4歳児、5歳児の複式学級とし、担任1人、副担任1人(副担任は主に4歳児担当)を配置することや4歳児が今後5人以上となった場合の取扱いを記載しております。

次に、(2)園児募集等におきましては、令和4年度の園児募集(令和5年4月入園)は実施しないこと、さらに、令和5年度の保育につきましても実施せず、令和5年度に5歳児クラスとなる在園児については、転園等の希望を聞いた上で、その実現に必要な入園先のあっせん調整等の支援を行いますとしております。また、令和4年度の園児募集(令和5年4月入園)に応募を予定していた児童については、保護者の希望を聞いた上で、その実現に必要な入園先のあっせん調整等の支援を行いますとしております。

次に、(3)施設につきましては、廃園後の施設について、地元住民の意向なども考慮し検討しますとしております。

次、9ページをご覧ください。

市立就学前教育保育施設のあり方についての策定のプロセスといたしまして、あり方策定に向けた概ねの予定を記載しております。

大きく3段階に分けて予定しており、第1段階の素案の検討につきまし

ては、1月に教育委員協議会でご協議をいただきまして、その素案を取りまとめさせていただいたものが今現在の素案となっております。

それをもちまして2月2日の厚生文教常任委員協議会でご説明し、いただいたご意見をさらに反映させ一部修正させたものが現在の素案となっております。この素案を用いまして、2月から3月にかけて、子ども・若者未来会議、こちらは2月7日開催しております、こちらの会議をはじめ、保護者の皆様、地域コミュニティーの皆様などにご説明し、ご意見を伺うこととしております。実際そのように今、ご説明に回っているような状態でございます。

その後、頂戴しましたご意見を踏まえ、素案に必要な修正を加え、令和4年4月に原案として取りまとめてまいりたいと考えております。

以降、清和台幼稚園につきましては、原案の実施に向け必要な手続きを進めていくことを予定しておりますが、それ以外の施設につきましては、(仮称)子ども・若者未来計画に掲げる予定としていることから、原案を同計画案に反映させ、計画策定プロセスの中で取りまとめていきたいと考えております。

以上、申し上げましたとおり取組を進めていくことで、市立就学前教育保育施設が抱えております課題を解決し、就学前の子どもたちにとりまして、より良い教育保育環境を提供してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

先ほどもありましたように、この素案をつくるまでに教育委員の意見交流とか意見をいただいた中で策定してきたものですので、改めての説明になりましたけれども、そういう形でご協議いただいているところです。また、文言の修正等手直しにもご協力いただきましてありがとうございます。

最終版の素案について何か質疑、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

少し説明を補うために、今現在のプロセスの中でどういう段階を踏んでいるかということについて、井上課長、いけますか。

こども支援課長
(井上)

現在、地域のコミュニティー、特に今回の幼稚園の地域に係るところの地域を中心としまして、各地域のコミュニティーに今現在、コミュニティーの役員の方に説明をして進めているところでございまして、一応意見の集約としましては3月3日をめどに、こども支援課のほうへメール及び何

らかの形でご連絡をいただければということで進めております。

また、清和台幼稚園につきましては保護者の方に向けてもご説明を申し上げているような状態でございます。

以上でございます。

石田教育長

ありがとうございます。

厚生文教常任協議会にもかけさせていただいて、現在そういうプロセスを踏んで素案についての意見をいただいているということです。これも踏まえて何かご質問、よろしいですか。何かありましたら。

よろしいですか。

それでは、以上で報告は終わります。ありがとうございました。

石田教育長

次に、諸報告の2、「民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付に係る協議対象事業者の選定について」であります。事務局より説明をお願いします。

こども支援課長
(井関)

民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付に係る協議対象事業者の選定につきましてご説明のほうをさせていただきます。

既に定例教育委員会におきまして、待機児童解消を目指して、原則川西北小学校区で4月1日に開所をする民間留守家庭児童育成クラブの募集をしていることを説明させていただいたところではございます。

今回、実施する事業者が決定いたしましたので、報告のほうをさせていただきます。

2番の募集した期間の部分でございますが、令和3年10月22日から募集要項などの配布を開始しまして、令和4年1月14日に提出書類の受付を締め切り、結果、2事業者から応募がございました。

3番の選定の体制及び経過についての(1)選考体制についてでございますが、学識経験者、税理士、小学校の校長、公設の留守家庭児童育成クラブの主任支援員、それからコミュニティー協議会の会長の5人からなる審査委員会を設置しまして、専門的な視点で審査・選考を実施いたしました。

(2)選考経過につきましては、1月24日に審査委員会を開きまして事業者からのプレゼンテーションや、審査委員から事業者への財務状況や事業実績、立地条件でありますとか支援員の資格などの提案内容のヒアリングを行いまして、4番、応募事業者及び委員会による選考結果の部分でございますが、「特定非営利活動法人三楽」が選定の対象として推薦をさ

れました。その結果を受けまして、市として協議対象事業者を三楽として決定したところです。

現在、整備・開設に向けた協議や手続など準備を行っているところではございます。

具体的に事業者の概要を申し上げますと、本社のほうは埼玉県さいたま市にございます。関東を中心に60程度の放課後児童クラブや放課後子ども教室などを運営しておりまして、関西のほうでは、西宮市において放課後児童クラブを2クラブ運営しているというところでございます。

今回の施設の開設場所は、火打1丁目地内というところでちょうど関西スーパーであるとかイエローハットがある、あのすぐ近くになります。それで定員は40人というところで、面積は延べ84.7平米、専用区画の面積が75.93平米というところとなっております。

公設のほうは土曜日・長期休業日が8時から開所となっているんですけども、三楽のほうはこの部分を拡充しまして、7時半から8時を朝延長として位置づけをされています。また、公設のほうは長期休業日を含む平日は19時まで、夜の区分ですね、延長の育成を実施しているところなんですけれども、今回の事業者につきましてはこれをまた拡充しまして、長期休業日を含む平日だけでなく、土曜日についても午後19時までの延長育成、それに加え、20時までの夜延長を実施する予定とされているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質問等ありますか。これについては、事業内容は説明したんですけども、応募事業者選定については初めての報告になると思いますので、何か質問等あればお願いします。よろしいですか。

坂本委員

ちょっとホームページとかを見させてもらっていて、温かい雰囲気をつくってくださっているんじゃないかなと思いつつ、西宮にも2件あるということなんですけれども、実際見に行ったりとかというのはされたりするんですか。どんな、ホームページ上ではこうだけど実際の運営はこうだみたいな、何か実際の感じとかは見に行ったりしはるんですかね。そんなのはいんですか。

石田教育長

どうですか。

- こども支援課長
(井関) 特にこちらの市のほうから事業者の運営場所を見に行ったりということはしない予定でございます。審査会のほうで一定この事業者を推薦するところで決定がなされていますので、その意見を尊重して、市のほうとしてもこの三楽さんに決定させていただいたというところでございます。
- 石田教育長 以上でございます。
- 石田教育長 選考基準といたしますか、経過の中に実施で他のところを見に行くという項目もありませんし、また見に行けるところ、見に行けないところもあったり、また見に行ったタイミングによって印象が変わるということもあるので、あまり見に行くという作業はしていないと思います。
- 坂本委員 分かりました。ありがとうございます。
- 石田教育長 ほか、何かありますか。よろしいですか。
- 石田教育長 それでは、以上で報告を終わります。担当さん、ご苦労さまでした。
- 石田教育長 コロナに対するいろいろな対応等については、この後の協議会で少しご報告させていただこうかなと思いますので、協議会での説明をお待ちください。
- 石田教育長 それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。
- 石田教育長 次回の定例教育委員会は、3月24日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。
- 石田教育長 これをもちまして、令和4年第2回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時25分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年3月24日

署名委員 坂本 かわり

倉見昇一